

# 平成 27 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	元気なまちづくり ナンバーワン	中	産業活力UP	小	都市農業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和元年 12 月報告）		
<b>農業振興対策事業の実施内容についての検討 (P43)</b> 小規模農地生産力増強事業、ヨトウムシ共同防除薬剤助成及び緑肥助成等の事業については、いずれも実績が多いとはいえない状況のまま事業が継続されている。 区においては、農業振興対策事業について、農業者の意見を把握し、実績が少ない要因を分析するとともに、農業者及び関係団体等と連携を図り、事業の実施内容について検討されたい。				<b>赤塚支所</b> 1 小規模農地生産力増強事業 平成 28 年度に、これまでの「①小規模農地生産力増強事業」のほかに、農業者需要調査結果を踏まえて、「②農業省力化事業」「③地産地消推進事業」「④農地整備事業」「⑤区民農園整備事業」の 4 事業を加え、新たに「都市型農業振興・農地保全推進事業」として助成対象を拡大した結果、補助金の利用実績は横ばいからわずかに増加している。 今後も、農業者の意見を把握するとともに事業内容を見直し、農業者への支援を継続していく。 <b>【申請件数】</b> 平成 28 年度 5 件（内訳：① 1 件、② 2 件、⑤ 2 件） 平成 29 年度 5 件（内訳：④ 3 件、⑤ 2 件） 平成 30 年度 5 件（内訳：② 3 件、④ 1 件、⑤ 1 件） 令和元年度（11 月末現在） 8 件（内訳：① 1 件、② 4 件、③ 1 件、④ 2 件）  2 ヨトウムシ共同防除薬剤等助成及び緑肥助成 当該事業については、農業者需要調査結果を踏まえて、農業者の意見を取り入れた助成品目としている。助成件数は減少しているものの、農業者にとっては必要不可欠な助成制度となっており、今後も農業者の意見を把握しながら助成品目を見直し、農業者への支援を継続していく。		

# 平成 27 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	元気なまちづくり ナンバーワン	中	産業活力UP	小	都市農業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和元年 12 月報告）		
				<p>また、実績が少ない直接的な要因としては、農業者及び農地（耕作）面積そのものが減少傾向にあることが考えられる。板橋農業の検討課題でもある農業後継者の育成や農地の保全を図るためにも、平成 30 年度に開校した「農業体験学校」や、令和元年度に制度開始した「援農ボランティア」を活用することで、農業者支援の拡充に力を入れることにより、減少傾向に歯止めをかけて実績向上に努めていく。</p> <p><b>【実績件数】</b></p> <p>(1) ヨトウムシ共同防除薬剤等助成 平成 29 年度 30 件 平成 30 年度 22 件 令和元年度（11 月末現在）19 件</p> <p>(2) 緑肥助成 平成 29 年度 10 件 平成 30 年度 7 件 令和元年度（11 月末現在）5 件</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>(1) 農業体験学校</p> <p>① 通年型講習受講者数（年間約 30 日、定員 20 名） 一年を通じて実技・座学等により農業の基礎知識を習得する。 平成 30 年度受講者 12 名 令和元年度受講者 20 名（応募者数 26 名）</p> <p>② 短期型講習及び収穫イベント参加者数 年間 3～5 日間の短期型講習や農作物収穫等の 1 日イベント等</p>		

## 平成 27 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	元気なまちづくり ナンバーワン	中	産業活力UP	小	都市農業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和元年 12 月報告）		
				<p style="text-align: center;">平成 30 年度参加者延べ 51 組 120 名</p> <p style="text-align: center;">令和元年度（11 月末現在）参 加者延べ 53 組 144 名</p> <p>（2）援農ボランティア登録者数</p> <p style="text-align: center;">農業者の農作業等支援や区の 農業事業の運営補助に携わって もらう。</p> <p style="text-align: center;">令和元年度（11 月末現在）登録 者 7 名</p>		

## 平成 27 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	医療・福祉力UP	小	障がい者就労援助事業に ついて												
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和元年 12 月報告）														
<p><b>優先調達実績の進捗状況の把握（P39）</b></p> <p>調達方針で掲げた目標額を達成するためには、進捗状況を把握のうえ、目標達成に向けて取り組むことが必要である。</p> <p>所管課においては、年度途中で調査を行う等、適宜進捗状況を把握し、目標達成に向けた進行管理をされたい。</p>				<p><b>障がい者福祉課</b></p> <p>平成 27 年度以前は、年 1 回 庁舎管理・契約課が実施する小規模事業者の活用状況調査の中で優先調達分の報告を受けていた。</p> <p>平成 27 年 10 月に職員向けに優先調達事務マニュアルを作成し、平成 28 年度に同マニュアルを職員が共有する全庁 LAN システムに掲載し、職員への周知・勧奨を図っている。</p> <p>平成 28 年度より小規模事業者の活用状況調査と合わせ、上・下半期の年 2 回に増やした。</p> <p>平成 29 年度より、小規模事業者活用状況調査と時期は同じまま、障がい者福祉課独自で優先調達の実績調査を行うようにした。これにより、進捗状況を適宜確認できるようになった。</p> <p>また、調査時に区の調達方針や優先調達事務マニュアルも併せて周知することにより、目標額達成に向けて、優先調達の勧奨を図ることができるようになった。</p> <p>この結果、平成 30 年度は調達目標を上回ることに繋がった。</p> <p style="text-align: center;">平成30年度優先調達目標に対する実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 25%;">物品</th> <th style="width: 25%;">役務</th> <th style="width: 35%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調達目標額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000 円</td> <td style="text-align: right;">10,000,000 円</td> <td style="text-align: right;">13,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>調達実績</td> <td style="text-align: right;">3,826,139 円</td> <td style="text-align: right;">13,794,670 円</td> <td style="text-align: right;">17,620,809 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後も調達目標策定にあたっては、予算の適正な執行、公正性及び競争性の確保に留意しつつ、事業者の情報、進捗状況を把握のうえで設定し、優先調達を推進してまいりたい。</p>			区分	物品	役務	計	調達目標額	3,000,000 円	10,000,000 円	13,000,000 円	調達実績	3,826,139 円	13,794,670 円	17,620,809 円
区分	物品	役務	計															
調達目標額	3,000,000 円	10,000,000 円	13,000,000 円															
調達実績	3,826,139 円	13,794,670 円	17,620,809 円															

## 平成 29 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全で快適な緑 のまち	中	万全な備えの 安心・安全	小	災害に強いまちづくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和元年 12 月報告）		
<p><b>危険ながけ・よう壁の解消（P55）</b></p> <p>がけ・よう壁安全対策工事助成事業については、助成実績が少ない原因を調査・検討し、危険ながけ・よう壁の解消に取り組む必要がある。</p>				<p><b>建築指導課</b></p> <p>平成 29 年度に実施したアンケート結果によると所有者等によるがけ・よう壁の安全対策工事が進まない理由として、工事資金捻出といった経済的負担によるところが大きく、助成金の割増し等の行政による支援を大半の所有者が求めていることが判明した。その状況を踏まえて、がけ・よう壁の安全対策工事助成制度を拡充するために「東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱」の改正を行い、平成 31 年 4 月 1 日から、区長が改善の必要があると認める危険ながけ・よう壁に対し助成金の上限額を 300 万円から 700 万円に、助成割合を 3 割から 5 割に引き上げている。</p> <p>また、平成 31 年 4 月に助成金制度を拡充した啓發文書を危険ながけ・よう壁の所有者に送付し、がけ・よう壁相談週間（6 月 10 日から 6 月 16 日まで）での戸別相談や、梅雨時期に注力して戸別訪問を実施し啓発活動を行っている。</p> <p>これらの措置によって、今年度の 10 月末時点での助成金交付決定件数は、よう壁の築造替え 2 件である。助成制度を拡充したことで昨年度と比較すると、助成件数は増加傾向にある。</p> <p>今後も継続して助成実績を上げるべく、所有者等に対して啓発活動等を実施し、危険な状態の解消に努め、安全安心なまちづくりを進めていく。</p>		

## 平成 29 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	計画を推進する区政 経営	中	—————	小	広聴について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和元年 12 月報告）		
<p><b>広聴の考え方や処理方法の周知・徹底について (P43)</b></p> <p>広聴広報課は、広聴の考え方や処理方法について、所管課に対し引き続き周知・徹底を図るとともに、周知・徹底した目的や内容のとおり所管課が取り組んでいるか、確認していく必要がある。</p>				<p><b>広聴広報課</b></p> <p>平成 29 年度に引き続き平成 30 年度、31 年度にも『「区長への手紙」への対応について（通知）』および『「所管課への区民からの意見等」の対応の基本方針及び取扱方針について（通知）』を発出し、広聴の考え方や処理方法について、所管課に対し周知・徹底を図った。</p> <p>また、平成 30 年度、31 年度に「区民の声収集システム（CRM）の対応事例の共有及び各課の広聴に関する取組状況の確認について（依頼）」を全庁的に通知した。</p> <p>広聴広報課では、区民の声収集システム（CRM）の対応事例を半期ごとに全件点検し、区民からの意見等に基づき、業務点検や業務の見直しが行われた事例や、全庁的に参考となる区民対応にかかる経緯等について、所管課の広聴に関する取組状況を確認した。</p> <p>広聴広報課では、今後も区に寄せられたご意見等を所管課が受け止め、適切な対応がなされているかを確認していく。</p>		
<p><b>「所管課への区民からの意見等」の内容把握について (P43)</b></p> <p>区民の声収集システム（CRM）で寄せられた「所管課への区民からの意見等」についても、業務点検や業務の見直しを行う際の参考資料として活用できるよう、「区長への手紙」と同様に全庁的に内容を把握する必要がある。</p>				<p><b>広聴広報課</b></p> <p>区民の声収集システム（CRM）で寄せられた「所管課への区民からの意見等」の全庁的な内容の把握については、平成 30 年度及び 31 年度に『区民の声収集システム（CRM）の対応事例の共有及び各課の広聴に関する取組状況の確認について（依頼）』を発出し、</p>		

## 平成 29 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	計画を推進する区政 経営	中	_____	小	広聴について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和元年 12 月報告）		
				<p>全庁的に周知した。</p> <p>区民の声収集システム（CRM）で寄せられた意見等は、平成 30 年度上半期分については、平成 30 年 11 月に、下半期分については、令和元年 6 月に庁内ポータルサイトに掲載し、全庁的に公開・共有した。</p> <p>各所管課においては、区に寄せられた意見等を区民のニーズとして施策への反映、業務点検、見直しを行う際の参考資料として活用するよう促した。</p> <p>今後も引き続き区民の声収集システム（CRM）で寄せられたご意見等の全庁的な共有を行っていく。</p>		

## 平成 30 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全で快適な緑 のまち	中	万全な備えの 安心・安全	小	保健所における食品・環境衛 生等の監視指導業務について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和元年 12 月報告）		
<p><b>食品衛生検査施設の適正な管理・運営（P47）</b></p> <p>生活衛生課は、検査室の薬品の保管・管理が適切に行われるよう、板橋区保健所検査等業務管理要領に定める管理主体及び各責任者の責務をより明確に整理し、セキュリティの高い検査室とする必要がある。</p>				<p><b>生活衛生課</b></p> <p>保健所における食品衛生検査施設における検査等の業務管理（GLP）は「板橋区保健所検査等業務管理要領」の定めにより管理運営主体（生活衛生課長）、検査部門責任者（管理・衛生検査グループ係長）、微生物検査区分責任者（生活衛生主査）、理化学検査区分責任者（担当主任）、信頼性確保部門責任者（医務・薬事グループ係長）により行われている。また、「板橋区保健所検査等業務管理実施手順」により検査室・機械器具・試薬等の管理、試験品の取扱、検査等の方法を定めている。更に各項目の「標準作業書」を定めて試験検査の信頼性確保を図っている。</p> <p>「試薬管理標準作業書」を補完するものとして「生活衛生課化学物質等管理手順書（ISO14001 の EMS 文書）」を定めて、毒物、劇物、危険物、労安物質等の化学物質による危害防止、火災の予防、労働災害の防止並びに廃棄物の拡散防止を図っている。今般の指摘を受け「生活衛生課化学物質等管理手順書」の一部改訂を行い、管理帳簿の記載は購入・廃棄のほか、使用者は使用のつど、年月日と数量を記入しサインをすることとした。手順書改訂内容は関係者に周知し、令和元年 11 月 1 日より適用した。今後は複数職員により残量及び受払簿を確認し、使用期限を過ぎた薬品は使用中の薬品との混在を回避するため、別置きとして管理していく。使用期限の過ぎた毒物は平成 31</p>		



## 平成 30 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全で快適な緑 のまち	中	万全な備えの 安心・安全	小	保健所における食品・環境衛 生等の監視指導業務について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和元年 12 月報告）		
				<p>年 3 月 13 日に廃棄した。</p> <p>年間にわたり検体の持ち込みがあり、細菌検査室（6 階）及び理化学検査室（7 階）の入退室には細心の注意を払っている。令和元年 6 月 27 日より各検査室に入退室簿を備え、職員の入退室及び検査室内の使用機器を記録・管理していくとともに、無人時の施錠を徹底した。部屋及び薬品庫の鍵は 3 階生活衛生課において、鍵付き書庫において保管していく。</p>		